

# 令和7年度 名古屋市特別支援教育研究会 総会 次第

令和7年5月9日 (金)

教育館 第1～3研修室

web会議システム zoom

## 1 開会のことば

## 2 名古屋市学校教育研究会 特別支援教育研究部会長 挨拶

## 3 来賓挨拶

## 4 議長選出

## 5 議事

- (1) 令和6年度 事業報告
- (2) 令和6年度 会計報告、会計監査報告
- (3) 令和6年度 事業報告の承認
- (4) 令和6年度 会計報告、会計監査報告の承認
- (5) 令和7年度 部会長、顧問の報告と委員長の承認
- (6) 令和7年度 委員長挨拶と役員の紹介
- (7) 令和7年度 会計監査の選出と承認
- (8) 令和7年度 事業計画案
- (9) 令和7年度 予算案
- (10) その他

## 6 閉会のことば

---

## 第1回全体学習会

令和6年度 特別支援教育専門研修 報告

川野 裕太 先生 (東桜小学校)
田上 陽子 先生 (正保小学校)

# 令和6年度 名古屋市特別支援教育研究会事業報告

月	役員会 (委員会)	全体学習会・地域学習会	論文学習会	総会・講演会	研究発表会	活動のまとめ ウェブページ
4	16日 オンライン					ウェブ編集
5	1日 オンライン 第1回委員会	15日 第1回全体学習会 19:00～ オンライン		15日 総会 18:30～ 教育館・オンライン	発表原稿検討	活動のまとめ編集 ウェブ編集
6	4日 オンライン		15日 第1回論文学習会 18:30～ 教育館			活動のまとめ編集 ウェブ編集
7	31日 オンライン	1日～ 第1回地域学習会 18:30～ 各ブロック				ウェブ編集
8				7日 講演会 13:00～ 天白文化小劇場・オンライン		活動のまとめ編集 ウェブ編集
9	5日 オンライン	12日 第2回全体学習会 18:30～ オンライン	29日 第2回論文学習会 18:30～ 教育館			活動のまとめ編集 ウェブ編集
10		7日～ 第2回地域学習会 18:30～ 各ブロック				活動のまとめ編集 ウェブ編集
11	21日 オンライン	14日 第3回全体学習会 18:30～ オンライン				ウェブ編集
12			1日 第3回論文学習会 18:30～ 教育館			活動のまとめ編集 ウェブ編集
1	8日 オンライン				30日 リハーサル 18:00～ オンライン	ウェブ編集
2	27日 オンライン 第2回委員会	3日～ 第3回地域学習会 18:30～ 各ブロック			25日 研究発表会 14:45～ オンライン	活動のまとめ編集 ウェブ編集
3	11日 教育館					活動のまとめ配付 ウェブ編集

# 名古屋市特別支援教育研究会規約

## (名 称)

第 1 条 本会は名古屋市特別支援教育研究会と称する。

## (事 務 局)

第 2 条 本会の事務局は委員長在籍校におく。

## (目 的)

第 3 条 本会の目的は、会員相互の教育的力量の向上と名古屋市特別支援教育の振興を図り、これに必要な事業を行う。

## (会員の範囲)

第 4 条 本会の会員は名古屋市小・中・特別支援学校等の教職員で前条の目的に同意し、会費を納入した者を会員とする。

## (事 業)

第 5 条 本会には、特別支援教育の啓発並びに特別支援教育にかかる研究を行うために次の事業を行う。

- (1) 学習会
- (2) 講演会
- (3) 研究発表会
- (4) 活動報告の発行
- (5) その他の必要事業

## (役員、委員)

第 6 条 本会は次の役員と会計監査、委員（ブロック長、副ブロック長、運営委員）をおく。それらの選出並びに任務は下記による。

委 員 長	1 名	役員会で選出し、総会の承認を得る。会務を代表してつかさどる。
副委員長	若干名	委員長が委嘱する。委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
会 計	1 名	委員長が委嘱する。本会の会計をつかさどる。
庶 務	若干名	委員長が委嘱する。本会の庶務をつかさどる。
会計監査	2 名	総会で選出し、総会の承認を得る。本会の会計事務の監査に当たる。
ブロック長	若干名	委員長が委嘱する。地域学習会の運営に当たる。
副ブロック長	若干名	委員長が委嘱する。ブロック長を補佐し、ブロック長に事故があるときはその職務を代行する。
運営委員	若干名	ブロック長が委嘱する。地域学習会等の運営・協力をする。

(機 関)

- 第 7 条 本会には次の機関をおく。
- 総 会 本会の最高議決機関で、年 1 回以上開催する。
- 役 員 会 必要に応じて開催し、委員長、副委員長、会計、庶務をもって構成する。
- 委 員 会 必要に応じて開催し、委員長、副委員長、会計、庶務、ブロック長、副ブロック長をもって構成する。

(役員、委員の任期)

- 第 8 条 役員、委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(顧 問)

- 第 9 条 名古屋市学校教育研究会特別支援教育研究部会の部会長（校長）を顧問とする。

(相 談 役)

- 第 10 条 顧問は相談役を委嘱することができる。

(経 費)

- 第 11 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。
- (1) 会 費
- (2) その他の収入

- 第 12 条 会員は、会費として年間 1000 円を納入する。

- 第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終わる。

(細則の制定・改廃)

- 第 14 条 本会の運営に関し必要な細則は、規約に反しない限りにおいて、委員会の議決により定めることができる。

- 第 15 条 委員会は、細則を制定または廃止したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。

(改 正)

- 第 16 条 本会の規約の改正は、役員会によって定め、総会において承認する。

附 則

- この規約は、平成 10 年 5 月 19 日から施行する。
- この規約は、平成 11 年 5 月 13 日に改正し施行する。
- この規約は、平成 15 年 5 月 15 日に改正し施行する。
- この規約は、平成 17 年 5 月 12 日に改正し施行する。
- この規約は、平成 19 年 5 月 10 日より施行する。
- この規約は、平成 30 年 5 月 8 日に改正し施行する。
- この規約は、令和 3 年 5 月 12 日に改正し施行する。
- この規約は、令和 5 年 5 月 12 日に改正し施行する。

# 令和7年度 名古屋市特別支援教育研究会事業計画

月	役員会 (委員会)	全体学習会・地域学習会	論文学習会	総会・講演会	研究発表会	活動のまとめ ウェブページ
4	10日 オンライン					ウェブ編集
5	1日 (第1回委員会) オンライン	9日 第1回全体学習会 19:00～ 教育館・オンライン		9日 総会 18:30～ 教育館・オンライン	23日 発表者の集い 発表原稿検討	活動のまとめ編集 ウェブ編集
6	6日 オンライン		13日 第1回論文学習会 18:30～ 教育館			活動のまとめ編集 ウェブ編集
7	25日 オンライン	1日～ 第1回地域学習会 18:30～ 各支部			14日 発表者の集い	ウェブ編集
8				20日 講演会 13:00～ 緑文化小劇場		活動のまとめ編集 ウェブ編集
9	12日 オンライン		22日 第2回論文学習会 18:30～ 教育館			活動のまとめ編集 ウェブ編集
10		6日～ 第2回地域学習会 18:30～ 各支部				活動のまとめ編集 ウェブ編集
11	14日 オンライン	7日 第2回全体学習会 18:30～ オンライン	28日 第3回論文学習会 18:30～ 教育館			ウェブ編集
12						活動のまとめ編集 ウェブ編集
1	9日 オンライン	16日 第3回全体学習会 18:30～ オンライン			23日 リハーサル 18:00～ 教育館	ウェブ編集
2	20日 (第2回委員会) オンライン	2日～ 第3回地域学習会 18:30～ 各支部			4日 研究発表会 14:45～ 教育館	活動のまとめ編集 ウェブ編集
3	9日 教育館					活動のまとめ配付 ウェブ編集

# 令和7年度 名古屋市特別支援教育研究会

## 各種学習会について

### ☆ 全体学習会 ☆ 年間3回

令和6年度特別支援教育専門研修生による報告会、特別支援教育における今日的課題に関する講義(外部講師を招いて)を行う予定です。学習会を通して、会員の日々の指導・支援、授業における力量の向上を目指していきます。

### ☆ 論文学習会 ☆ 年間3回

実態把握、ねらいの立て方、具体的な手立て、評価方法などを考えることを通して、自らの実践を見つめ、よりよい指導支援、授業を行うことができるようになります。また、指導体験記録や研究計画書にまとめることで、自らの実践を振り返り、授業改善へつなげられるように支援していきます。

### ☆ 地域学習会 ☆ 年間3回

「千種・東・北・守山・守山特支」「西・中村・中川・港・西特支」「中・熱田・南・緑・南特支」「昭和・瑞穂・名東・天白・天白特支・若宮高等特支」の4ブロックで実施します。

特別支援学校を含めた地域内の学校の会員同士でつながりを深め、互いの実践を共有し、学び合うことができるようになります。

皆様のご参加をお待ちしております。